

第15章 環境教育

I 環境教育の推進

(1) 基本的な考え方

地球温暖化をはじめ、さまざまな環境問題が深刻化する中で、環境教育の必要性はますます高まっている。学校における環境教育は、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成の基礎となるものであることから、知識を習得させることだけにとどまらず、環境に対する豊かな感受性と見識に基づいて、環境問題の解決に必要な判断力と主体的な行動ができる能力や態度の育成を図ることが大切である。

そのためには、各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間などにおいて、学習指導要領の環境教育に関わる内容を整理、体系化し、各学校の教育課程に環境教育を明確に位置付けて学校全体で取り組む必要がある。

国立教育政策研究所からは「環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）（中学校編）」が出されている。

参考

(1) 幼稚園・小学校編

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_eb.pdf



(2) 中学校編

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/20161214.pdf>



(2) 環境教育キーワード（ESD=Education for Sustainable Development）

人と人、人と自然とが共生し、その関係が生態学的に持続可能な社会をつくっていくことが環境教育の目指す大きな目標である。持続可能な社会は、環境だけでなく、社会的公正や経済など幅広い領域と関係することから、他分野の教育を積極的に結び付けて取り組む持続可能な開発のための教育（ESD）を進めていく必要がある。環境省では、ESDの視点を取り入れた環境教育プログラムを全国で展開・実施しており、2014年度に本県でも、環境教育と文化遺産教育を融合した「菜の花の向こうに」プログラムを実施している。

参考

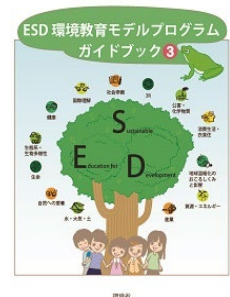
(1) 環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/>



(2) ESD推進の手引（令和3年5月改訂版）

<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>



(3) 総合的な学習（探究）の時間での取組

総合的な学習（探究）の時間では、教科等の教育活動の成果を活用しながら、環境教育により総合的、相互関連的なアプローチを取ることが可能である。

体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、より主体的に環境問題等に取り組める児童生徒を育てることができる。また、地域や学校の特色に応じて身近な環境を把握し、身近な自然や地域社会との触れ合いを大切にしながら学習を進めることが大切である。

(4) 体験活動の充実

地域の自然体験、リサイクル施設やエネルギー施設等における社会体験など、児童生徒の発達の段階に応じて、体験活動を進めていく必要がある。

(5) 地域の人材や専門機関の活用

児童生徒が身近な問題に目を向け、興味・関心を高めるために、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活で生かすことができるような支援をすることが大切である。そのためには、家庭や地域社会と積極的に連携し、地域の環境に詳しい人を招いて話を聞いたり、関連する施設等を活用したりするような活動を取り入れ、体験的な学習や問題解決的な学習を進める必要がある。